

岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(後退用地の明示方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第8条の規定により市が測量を行った場合において、土地所有者が後退用地の一部を寄附しないときは、条例第7条の規則で定める方法は、前項のくいを設置する方法に併せて、当該寄附をしない後退用地及び寄附をする後退用地の分筆登記をする方法とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(後退用地の明示方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第8条の規定により市が測量を行った場合において、土地所有者が後退用地の一部を寄附しないときは、条例第7条の規則で定める方法は、前項のくいを設置する方法に併せて、当該寄附をしない後退用地 _____ の分筆登記をする方法とする。</p> <p>3～6 略</p>
<p>(奨励金の額)</p> <p>第13条 条例第11条第2項の規則で定める額は、当該すみ切り用地の固定資産税評価額を勘案して市長が定めた単価に当該すみ切り用地の面積を乗じた額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(奨励金の額)</p> <p>第13条 条例第11条第2項の規則で定める額は、当該すみ切り用地の固定資産税評価額を勘案して市長が定めた単価に当該すみ切り用地の面積を乗じた額 _____ とする。</p> <p>2 略</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第13条第2項第2号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 敷地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域の場合 _____</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第13条第2項第2号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 敷地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域の場合 (後退用地を寄附しようとする場合を除く。)</p>

(2) 略

3 条例第13条第3項第2号の規則で定める場合は、次に掲げる場合（第1号又は第2号に掲げる場合であって、市長が拡幅整備を行う必要があると特に認める場合を除く。）とする。

(1) 敷地から道路に沿って55メートルの範囲内にある敷地であって、当該敷地内に既存の建築物（人の居住の用に供するものに限る。）があるもの（次号において「隣接既存建築物敷地」という。）（条例第6条第1項又は第2項の規定による協議に係る敷地に既存の建築物があるときは、当該協議に係る敷地を含む。）の数が2未満の場合（当該協議に係る敷地が都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域（次号において「市街化調整区域」という。）の区域内にある場合に限る。）

(2) 隣接既存建築物敷地の数が2以上の場合であって、敷地から最も近い隣接既存建築物敷地とその次に近い隣接既存建築物敷地との間の距離が55メートル以上である場合（条例第6条第1項又は第2項の規定による協議に係る敷地に既存の建築物がある場合を除き、当該協議に係る敷地が市街化調整区域の区域内にある場合に限る。）

(3) 後退用地の地形上の観点から、拡幅整備が困難であると認められる場合

(2) 略

3 条例第13条第3項第2号の規則で定める場合は、敷地から道路に沿って50メートル（敷地が都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域の区域内の場合は、100メートル）の範囲内に建築物の存する敷地がない場合とする。

4 略

別表

項目	内容	金額	
フェンス、塀、門等撤去費	後退用地等内にあるフェンス、塀、門等を除去し、道路築造に支障のない形態にする費用	ブロック塀以外のもの	1メートルにつき 5,000円
		ブロック塀(高さ0.8メートル以上)のものに限る。)	1メートルにつき 7,800円
樹木撤去費	後退用地等内にある樹木を除去する費用	低木	1本につき 800円
		中木	1本につき 2,200円
		高木	1本につき 8,000円
配管等移設費	後退用地等内にある配管等に移設する費用	水道メーター(市が管理するものに限る。)	1箇所に つき39,800円
		汚水ます(市が管理するものに限る。)	1箇所に つき59,400円
		汚水ます(市が管理するものに限る。)	1箇所に つき30,200円

4 略

別表

項目	内容	金額	
フェンス、塀、門等撤去費	後退用地等内にあるフェンス、塀、門等を除去し、道路築造に支障のない形態にする費用	ブロック塀以外のもの	1メートル 又は1 本につき 1,700円
		ブロック塀	1メートル につき 14,700円
樹木撤去費	後退用地等内にある樹木を除去する費用	低木	1本につ き600円
		中木	1本につ き3,200 円
		高木	1本につ き19,800 円
配管等移設費	後退用地等内にある配管等に移設する費用	水道メーター(市が管理するものに限る。)	1箇所に つき59,600円
		汚水ます(市が管理するものに限る。)	1箇所に つき77,000円
		汚水ます(市が管理するものに限る。)	1箇所に つき42,900円

		の を 除 く。)	
		雨水ます	1 箇所につ つき <u>30,200</u> 円
擁壁撤去費	後退用地等内にある擁壁を除去する費用	略	
		高さ0.8メートル以上1.5メートル未満の構造物	長さ1メートルにつき <u>22,100</u> 円
		高さ1.5メートル以上の構造物	長さ1メートルにつき <u>24,700</u> 円
擁壁設置費	後退用地等内にある擁壁を除去した場合に、新たな擁壁	高さ0.3メートル以	長さ1メートルに

		の を 除 く。)	
		雨水ます	1 箇所につ つき <u>42,900</u> 円
		ガスメーター	1 箇所につ つき <u>48,800</u> 円
		側溝	長さ1メートルにつ つき <u>6,200</u> 円
		照明用等の支柱	1 本につ つき <u>61,100</u> 円
擁壁撤去費	後退用地等内にある擁壁を除去する費用	略	
		高さ0.3メートル未満の構造物	長さ1メートルにつき <u>3,300</u> 円
		高さ0.8メートル以上1.5メートル未満の構造物	長さ1メートルにつき <u>37,200</u> 円
		高さ1.5メートル以上の構造物	長さ1メートルにつき <u>59,500</u> 円
擁壁設置費	後退用地等内にある擁壁を除去した場合に、新たな擁壁	高さ0.3メートル未	長さ1メートルに
		満の構造物	つき <u>4,100</u> 円
		高さ0.3メートル以	長さ1メートルに

	を後退後の敷地内に設置する費用	上0.8メートル未満の構造物 高さ0.8メートル以上1.5メートル未満の構造物 高さ1.5メートル以上の構造物	つき13,000円 長さ1メートルにつき25,500円 長さ1メートルにつき40,500円
土間コンクリート等撤去費	後退用地等内にあり土間コンクリート、アスファルト舗装等を除去する費用	1平方メートルにつき	2,800円
アスファルト舗装施工費	後退用地等内にアスファルト舗装（側溝の設置を含む。）（市が管理するものに限る。）を施工する費用	1平方メートルにつき	13,200円

備考

1～3 略

	を後退後の敷地内に設置する費用	上0.8メートル未満の構造物 高さ0.8メートル以上1.5メートル未満の構造物 高さ1.5メートル以上の構造物	つき8,800円 長さ1メートルにつき47,800円 長さ1メートルにつき67,400円
土間コンクリート等撤去費	後退用地等内にあり土間コンクリート、アスファルト舗装等を除去する費用	1平方メートルにつき	4,200円
アスファルト舗装施工費	後退用地等内にアスファルト舗装（側溝の設置を含む。）（市が管理するものに限る。）を施工する費用	1平方メートルにつき	14,600円

備考

1～3 略

4 略

5 アスファルト舗装施工費を
除く補助金の額の合計の上限額
は、1,000,000円とする。

6 略

7 補助金の合計額に1,000円未
満の端数があるときは、当該端
数を切り捨てる。

4 配管等移設費の補助金の
上限額は、300,000円とする。

5 略

6 擁壁撤去費及び擁壁設置費
の補助金の額の合計の上限額
は、1,000,000円とする。

7 略

8 補助金の合計額に100円未
満の端数があるときは、当該端
数を切り捨てる。